

参照用

津山市、美作大学・美作大学短期大学部及び津山工業高等専門学校の 包括連携協力に関する協定書

津山市、美作大学・美作大学短期大学部及び津山工業高等専門学校（以下「三者」という。）は、地域社会の発展、人材の育成及び高等教育機関の振興に寄与するため、相互に連携協力することに合意し、本協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、三者が包括的な連携のもと、様々な分野において相互に協力し、地域社会の発展、人材の育成及び高等教育機関の振興に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 三者は、次の事項について連携協力する。

- (1) 教育及び学術研究の振興に関すること。
- (2) 環境及び保健福祉の充実に関すること。
- (3) 産業及び文化の振興に関すること。
- (4) 都市基盤整備の向上に関すること。
- (5) 過疎化及び少子高齢化問題等地域の緊急課題に関すること。
- (6) その他前条の目的に資すること。

（協議機関）

第3条 三者は、前条に掲げる連携協力事項の円滑な推進を図るため、三者による連携協議機関を設置する。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに、三者のいずれからも異議の申し立てがないときは、さらに3年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第5条 この協定に定めるもののほか、連携協力に関する具体的な事項については、三者が協議して別に定める。

2 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、三者が協議して定める。

本協定の締結の証として、本協定書を3通作成し、記名捺印のうえ、各自1通を保有する。

平成20年4月18日

津 山 市

市 長

篠山 丈之介



美作大学・美作大学短期大学部

学 長

富樫 順



津山工業高等専門学校

校 長

稻葉 夾男

